

3 主な指導内容(文書指摘)

(1) 人員、設備及び運営に関する事項

- 訪問介護計画書は作成しているが、居宅サービス計画に沿った具体的なサービス内容が記載されていない。
- サービスを提供したにもかかわらず、提供した具体的なサービスをすべて記録していないケースがあった。
- 利用者の通所介護計画が作成されていない。
- 事業所に勤務する員数について運営規程と一致しない、また、サービス利用にあたっての留意事項の記載がない。
- 土砂災害、地震等の非常災害対策計画を早急に作成すること。また、非常災害対策計画に施設の立地条件の項目も掲載すること。

(2) 口頭指導で多かった事項

- 居宅サービス計画等に関すること
 - ・ 居宅サービス計画を入手していないケースや、入手している居宅サービス計画に計上されている計画が各サービスの計画書に反映されていない。
- 研修等に関すること
 - ・ 訪問介護員の資質向上のため、研修を実施すること。また、処遇会議等の職員会議を実施すること。
- 苦情処理に関すること
 - ・ 苦情処理の体制、手順等具体的に定めること。
- 事故発生時の対応に関すること
 - ・ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の具体的な対応等必要な措置を講ずることができるよう職員会議等において確認しておくこと。
- 衛生管理等に関すること
 - ・ 洗面台等で平置きで使用しているペーパータオルは、ぬれた手でペーパーをつかんだ際、下のペーパーまで濡れて汚染される可能性があるため、横、もしくは下から取り出すタイプに変更するなど衛生面において配慮すること。
- 非常災害対策に関すること
 - ・ 非常災害対策計画の内容について関係者に周知する、水害・土砂災害・地震等地域の実情に応じた避難訓練を実施すること。
に変更するなど衛生面において配慮すること。
 - ・ 年2回以上の避難訓練を実施すること。